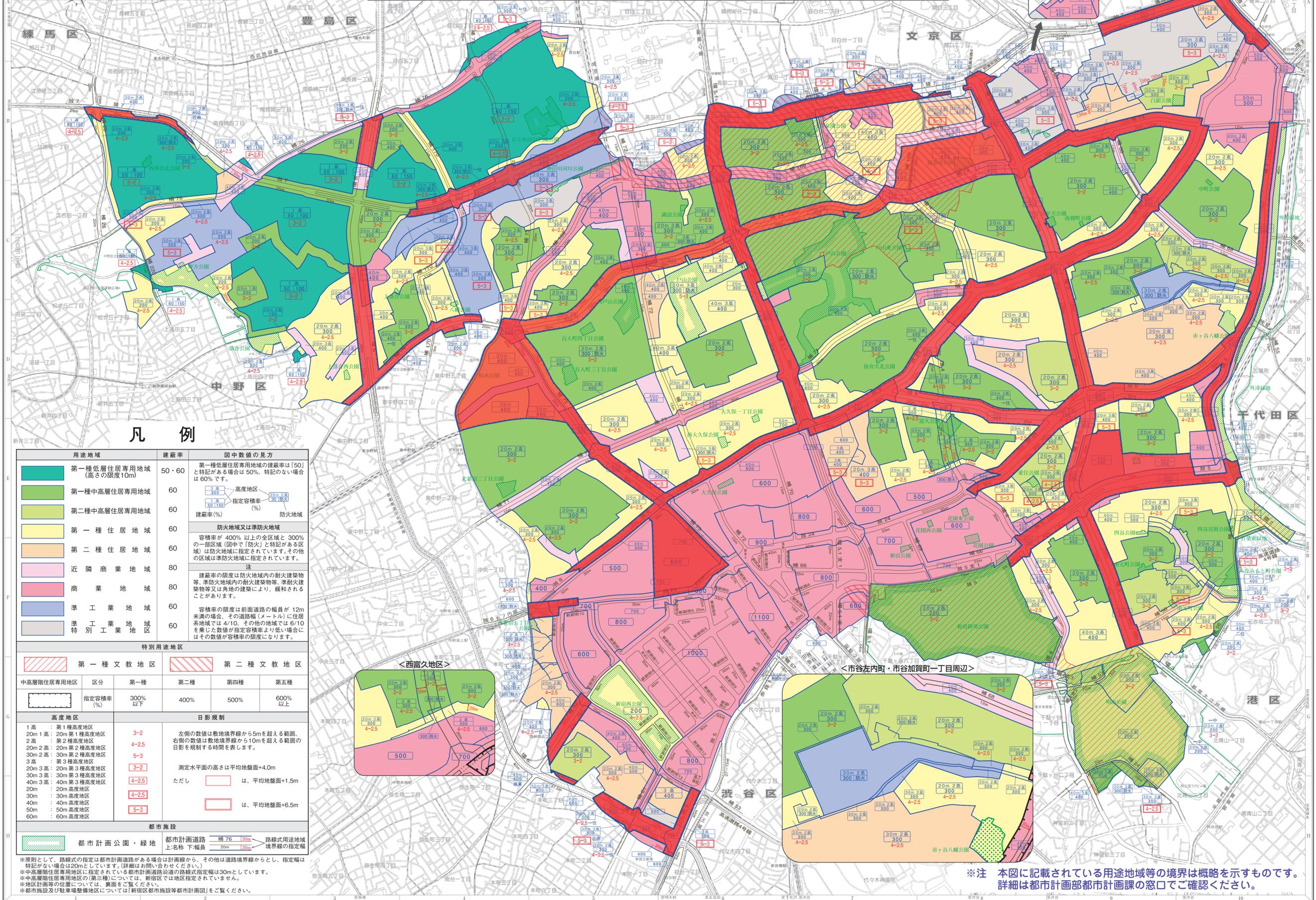


新宿区用途地域等都市計画図

令和5年4月28日 現在

凡例
 中高層階住環境保全地区



凡例

用途地域	建蔽率	図中数値の見方				
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層住居専用地域の建蔽率は「50」と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。				
第一種中高層住居専用地域	60	<table border="1"> <tr> <td>3高</td> <td>高度地区</td> </tr> <tr> <td>1高</td> <td>指定容積率</td> </tr> </table>	3高	高度地区	1高	指定容積率
3高	高度地区					
1高	指定容積率					
第二種中高層住居専用地域	60	建蔽率(%)				
第一種住居地域	60	防火地域又は準防火地域				
第二種住居地域	60	容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(図中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。				
近隣商業地域	80	注				
商業地域	80	建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物等、準防火地域内の耐火建築物等、準耐火建築物等又は角地の建築物により、緩和されることがあります。				
準工業地域	60	容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。				
特別工業地区	60					

特別用途地区	
 第一種文教地区	 第二種文教地区

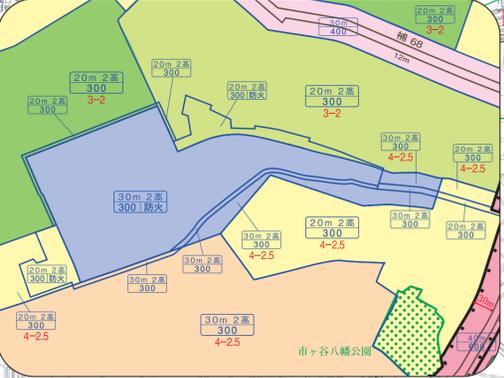
中高層階住居専用地域	区分	第一種	第二種	第四種	第五種
	指定容積率(%)	300%以下	400%	500%	600%以上

高度地区	日影規制
1高：第1種高度地区 20m 1高：20m 第1種高度地区 2高：第2種高度地区 20m 2高：20m 第2種高度地区 30m 2高：30m 第2種高度地区 3高：第3種高度地区 20m 3高：20m 第3種高度地区 30m 3高：30m 第3種高度地区 40m 3高：40m 第3種高度地区 20m：20m 高度地区 30m：30m 高度地区 40m：40m 高度地区 50m：50m 高度地区 60m：60m 高度地区	左側の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右側の数値は敷地境界線から10mを超える範囲の日影を規制する時間を表します。 測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m ただし 3-2 は、平均地盤面+1.5m 4-2.5 は、平均地盤面+6.5m

都市施設	
 都市計画公園・緑地	都市計画道路 幅員 7.6m 幅員 10m 幅員 13m 幅員 15m 幅員 20m 幅員 25m 幅員 30m 幅員 35m 幅員 40m 幅員 45m 幅員 50m 幅員 55m 幅員 60m



＜市谷左内町・市谷加賀町一丁目周辺＞



※注 本図に記載されている用途地域等の境界は概略を示すものです。詳細は都市計画部都市計画課の窓口でご確認ください。